

『中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の 設置の促進に関する計画』(素案)についての意見交換会

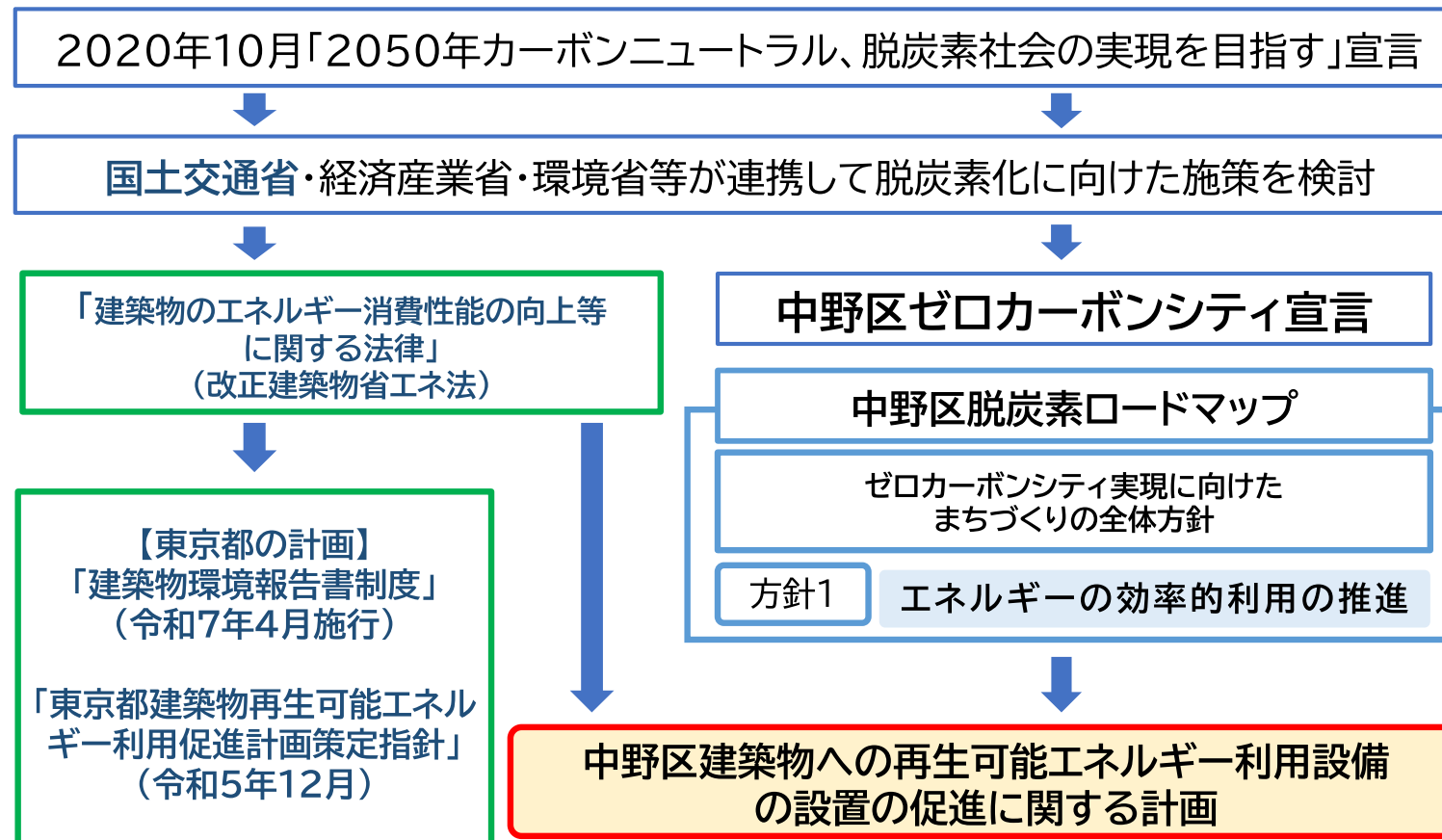
- 1 目的
- 2 適用される措置
- 3 促進計画に定める事項
- 4 今後のスケジュール

中野区役所
都市基盤部 建築課HP



1 目的

- 中野区は、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指し、「中野区ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年10月に行いました。
- 区内の住宅等の建築物における省エネ及び再エネ利用の取組を推進させることを目的として「中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」を定めることとしました。



2 適用される措置

促進計画に、建築物再生可能エネルギー利用促進区域(以下「促進区域」という。)、設置を促進する再エネ利用設備の種類、並びに再エネ利用設備を設ける場合の建物適用要件に関する事項等を定めることで、当該区域において、建築士による説明義務制度や形態規制の合理化のための特例許可等の様々な措置が適用されることになります。

建築物省エネ法	促進区域内で適用される措置
第61条	自治体の努力義務（建築主への支援）
第62条	建築主の 努力義務 （再エネ利用設備の設置）
第63条	再エネ利用設備に係る 建築士による説明義務
第64条	建築基準法の特例許可

3 促進計画に定める事項

- ① 促進区域の位置及び区域
- ② 再エネ利用設備の種類
- ③ 建築士から建築主への説明義務制度
- ④ 建築基準法の特例許可の適用要件
- ⑤ 再エネ設備設置促進及び啓発・普及促進に関する事項



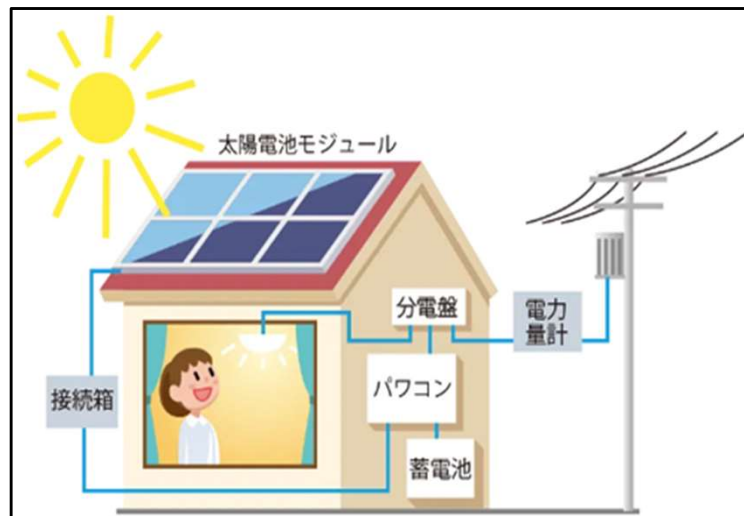
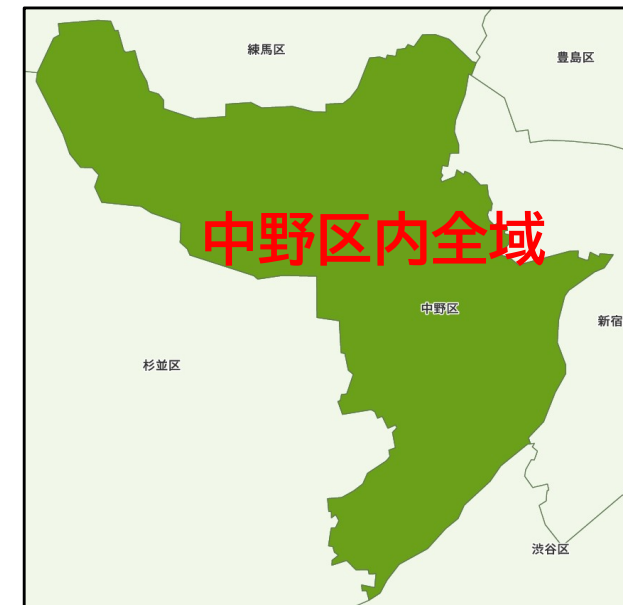
3 促進計画に定める事項

① 促進区域の位置及び区域

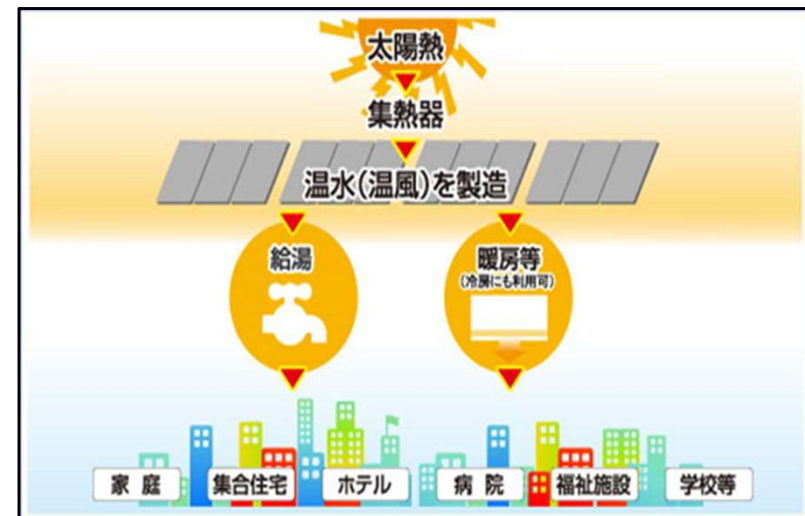
区内全域

② 再エネ利用設備の種類

「太陽光発電設備」「太陽熱利用設備」



太陽光発電設備



太陽熱利用設備

3 促進計画に定める事項

③ 建築士から建築主への説明義務制度

促進区域内で建物を建築する際は、**建築士より建築主に対して**設置可能な再エネ設備について**説明が義務化**されます。

【説明義務の対象とする建築物】

用途：文化財等及び仮設建築物以外の**すべての建築物**

規模：建築する床面積の合計が**10平方メートルを超える**建築物

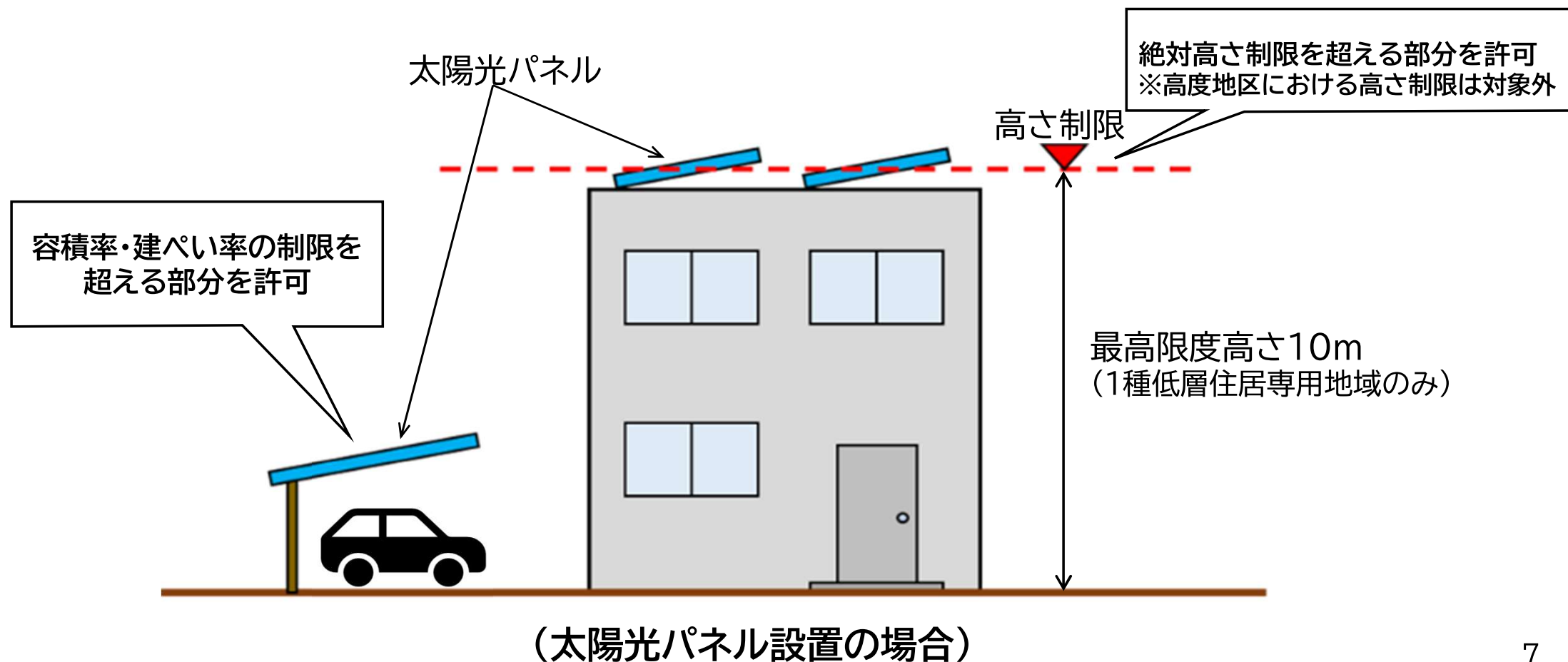
※ 説明義務の対象となる建築物については**条令**で定めます。



3 促進計画に定める事項

④ 建築基準法の特例許可の適用要件

促進区域では、促進計画に定められた特例適用要件に適合する建築物については、建築基準法における特例許可を受けることが可能となります。



3 促進計画に定める事項

⑤ 再エネ設備設置促進及び啓発・普及促進に関する事項

- ・ 中野区や東京都では再エネ利用設備の導入に係る設置促進策を実施しています。
- ・ 建築主に対して再エネ利用設備の適切な維持管理に関する啓発を行います。

○ 中野区の実施

- ・ ホームページによる中野区再生可能エネルギー利用促進計画の周知
- ・ 建築士から建築主への説明義務用リーフレットの作成
- ・ なかのエコフェア等
- ・ 中野区省エネルギー設備等の設置に係る補助金

○ 東京都の実施

- ・ 東京ゼロエミ住宅
- ・ 家庭における太陽光発電導入促進事業等



4 今後のスケジュール

